

ゴルフカートレンタル利用約款

第1条（約款の適用）

- 本約款は、有限会社グリーン・フィールド（以下「当社」といいます）が提供するゴルフカートレンタルサービス（以下「本サービス」といいます）の利用に関する条件を定めるものです。
- 利用者は、本約款を尊守する義務を負います。

第2条（事業者情報）

- 事業者名：有限会社グリーン・フィールド
- 所在地：愛知県日進市香久山2丁目3203番地
- 連絡先：052-804-0586
- 営業時間：月曜日から土曜日の午前8時から午後6時まで
- 定休日：日曜日・祝日

第3条（レンタル対象カート）

当社がレンタルするゴルフカートは、ゴルフ用1BAG電動カートとします。

第4条（利用条件）

- 1bagカートは、ゴルフプレー専用として、ゴルフ場内でのみ使用することができます。
- カートは人の乗車を目的としたものではなく、ゴルフバッグのみを載せることができます。
- 利用者の年齢制限および運転免許の要否はありません。

第5条（レンタル料金および支払方法）

- レンタル料金は、基本1大会毎とし、別途定める料金表によるものとします。
- 支払方法は、現金または銀行振込とします。
- 保証金およびデポジットは不要です。

第6条（予約およびキャンセル）

- 利用者は、当社所定の方法により予約を行うものとします。
- キャンセル料は、レンタルカートを出荷後に発生します。
- キャンセル料の金額は、状況に応じて当社が個別に定めるものとします。

第7条（貸渡しおよび返却）

- 当社は、利用者に対し、予約された日時に本サービスのカートを貸し渡します。
- 利用者は、レンタル期間終了後、速やかにカート当社に返却するものとします。
- 利用者は、カートの受領時および返却時に、カートの状態を確認するものとします。

第8条（禁止事項）

利用者は、以下の行為を行ってはなりません。

- 飲酒した状態でのカートの操作
- カートの改造または部品の取り外し
- 第三者へのカートの転貸、譲渡または担保提供
- カートの最大積載重量を超える荷物の積載

5. ゴルフプレー以外の目的での使用
6. その他、カートの正常な機能を損なう恐れのある行為

第9条（利用者の責任）

1. 利用者は、レンタル期間中、善良なる管理者の注意をもってカートを使用・保管するものとします。
2. 利用者は、レンタル期間中のカートの整備および点検を行う責任を負います。
3. 雷が鳴っている時は、カートの使用を避けるものとします。雨天時は使用可能ですが、安全に配慮して使用するものとします。
4. カートのご利用は、ゴルフ状及び大会主催者の指示に従って使用するものとします。

第10条（事故および故障時の対応）

1. 利用者は、カートの使用中に事故または故障が発生した場合、直ちに使用を中止、速やかに当社（連絡先：052-804-0586）または当社代表者（090-3304-4906）に連絡し、当社の指示に従うものとします。
2. 利用者は、事故の状況、相手方の連絡先、目撃者の有無等について、可能な限り詳細に当社に報告するものとします。
3. お客様の故意又は過失による事故において人的・物質的損害において当社は一切の責任を負いません。

第11条（保険）

当社は、本サービスのカートについて保険に加入しておりません。利用者は、必要に応じて自己の責任において保険に加入するものとします。

第12条（損害賠償）

1. 利用者の責めに帰すべき事由により、カートに損害が生じた場合、利用者は当社に対し、その損害を賠償する責任を負います。
2. 前項の損害賠償の範囲および金額は、損害の状況に応じて当社が判断するものとします。
3. 利用者の故意または重大な過失によりカートが使用不能となった場合、当社は利用者に対し、新品車両の購入費用またはそれに相当する金額を請求することができます。

第13条（契約の解除）

1. 当社は、利用者が以下のいずれかに該当する場合、何らの催告なしに本契約を解除することができます。
 - 本約款に違反したとき
 - 当社に虚偽の申告をしたとき
 - その他、当社が不適切と判断する行為を行ったとき
2. 前項により契約が解除された場合でも、利用者は当社に対し、レンタル料金の全額および損害賠償金を支払う義務を負います。

第14条（個人情報情報の取扱い）

当社は、利用者の個人情報情報を、別紙「個人情報保護方針」に基づき適切に取り扱います。

第15条（約款の変更）

1. 当社は、利用者の承諾を得ることなく本約款を変更することができます。

2. 変更後の約款は、当社が別途定める方法により利用者に通知または公表した時点より効力を生じるものとします。

第16条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本約款および本サービスに関する準拠法は、日本法とします。
2. 本約款および本サービスに関して生じた紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条（協議）

本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合は、当社と利用者が誠意をもって協議の上、解決するものとします。

制定日：令和7年10月1日改定

有限会社グリーン・フィールド